

グリーンプリンティング認定制度開始



社団法人日本印刷産業連合会は、「オフセット印刷サービス」グリーン基準に基づくグリーンプリンティング認定制度を2006年4月から始めました。認定された工場は、取引先企業や周辺住民の方々などから環境への配慮を明確に認知してもらうため、指定マークを表示できるようになったり、同連合会のホームページで紹介されたりします。

グリーン基準は印刷業界が取り組むべき環境対策について定めたもので、2001年から印刷方式別に順次自主制定してきましたが、この度現在主流の「オフセット印刷方式」について印刷の素材から工程、事業者自身の取り組みまで55項目に及ぶ基準を新たに定めました。この基準のうち、工場外の要因が大きい素材以外について満たす工場を2006年9月から認定します。

2006年4月施行の改正大気汚染防止法の揮発性有機化合物(VOC)排出抑制制度により、VOCへの規制が強化されたことなどが基準改訂の理由で、インキのVOC含有量を15%以下(2001年)から1%未満まで下げ、他にも印刷工程でのVOC発生抑制のための項目数を大幅に増やしました。

認定作業には印刷業界関連の審査員だけではなく、学識者や印刷発注メーカーなどの第三者による委員会も関わるようにし、客観性を保つ考えです。認定審査は年4回ほど行い、初年度100工場の認定を目指すとのことです。

なお、今回の認定制度は「印刷工場」の認定ですが、2006年10月からは「印刷製品」へのマーク表示もスタートする予定です。認定制度についての詳細は、日本印刷産業連合会HP→インフォメーション→グリーンプリンティング(GP)認定制度の創設をご覧ください。

当社では改正大気汚染防止法のVOC排出抑制制度に基づくVOC測定や、各物質の定性・定量分析を行っています。VOC排出抑制の評価の一環として分析してみたいはいかがでしょうか？

資料 2006年8月28日付 日経産業新聞
日本印刷産業連合会 HP

機器分析箇所 木村俊